

議第26号

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京 都 市 長      松      井      孝      治

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

京都市障害福祉サービス事業所、障害者支援施設及び身体障害者福祉センター条例の一部を次のように改正する。

第1条第4項中「京都市中京区壬生坊城町19番地の4」を「京都市中京区壬生坊城町48番地の6」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

京都市みぶ身体障害者福祉会館の位置を変更する必要があるので提案する。